都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中 核 市市長

> 厚生労働省社会·援護局長 (公印省略)

中国残留邦人等支援給付関係事務における マイナンバー情報連携に係る実態調査について(依頼)

中国残留邦人等に対する援護施策につきましては、平素から格段の御配慮を賜り 厚く御礼申し上げます。

今般、デジタル庁からご連絡があったとおり、支援給付関係事務におけるマイナンバー情報連携に係る実態調査を実施することといたしました。

ついては、ご多用中のところ恐縮ですが、下記の期限までに、作業方法に基づきと りまとめた別紙調査票をご提出いただきますようお願いいたします。

なお、本件については、各自治体の番号制度所管課と情報共有のうえご対応いただきますようお願いいたします。

記

1 提出期限及び提出先

提出期限: 令和5年7月21日(金)17時

提出先 : 社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室担当者の下記メール アドレスあて提出をお願いします。

2 作業方法

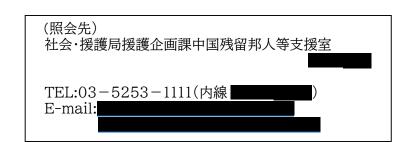
- (1) 都道府県担当者の作業について
 - ① 管内市区町村(指定都市及び中核市を除く。都道府県が実施主体の場合は、 都道府県分も作成する。以下同じ。)に調査票様式を送信してください。
 - ② 管内市区町村が作成した調査票様式を取りまとめいただき、調査票様式の一

覧表シートに管内市区町村分の結果を貼り付けていただいたうえで、厚生労働 省に提出をお願いします。(送信いただくのは都道府県が作成した一覧表ファイ ルのみで構いません。)

- ※1 各担当者においては、提出前に、市区町村名に空白がないか、回答 必須の項目なのに選択がないなど、<u>調査票への記載誤りがないかを必ず</u> 確認してください。
- ※2 同一市区町村において複数の実施機関(福祉事務所等)がある場合 は、回答に当たっては、実施機関ごとではなく、自治体ごとに1つの調 査票で回答してください。なお、管内実施機関ごとに運用等が異なり、 1つの回答にまとめることが困難な場合は、とりまとめていただく各都 道府県を通じて、厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支 援室宛てご連絡ください。
- (2) 指定都市及び中核市担当者の作業について 上記1の提出先に、調査票様式を直接ご提出ください。
- 3 提出方法

下記の記載例にならってメール件名及びファイル名を付けて御提出ください。

- (1) メール件名の付け方について
 - メール件名:【都道府県・指定都市・中核市名】マイナンバーアンケート回答 ※(記載例)東京都の場合:【東京都】マイナンバーアンケート回答
- (2) ファイル名の付け方について ファイル名:【都道府県・指定都市・中核市名】マイナンバーアンケート回答



マイナンバー情報連携関係実態調査 調査項目回答シート

回答者情報

制度等	福祉·介護(中国残留邦人支援)	◆リストから選択(厚労省で入力)
組織区分		◆リストから選択
属性		◆マイナポータル閲覧対象事務において、同制度内に、マイナンバーと紐付ける管理情報が複数ある場合等(厚労省で入力)
組織名		◆入力 ※自治体の場合は都道府県コード·都道府県名·市区町村名を空白を入れず入力。郡名は省略。(例:14神奈川県相模原市)
担当部署名		◆ 入力
回答責任者役職		◆入力 ※課長級以上の役職の方が回答責任者となり、回答内容に担当者ごとのバラつきがないようにお願いいたします。
回答責任者氏名		◆入力
連絡先氏名		◆入力 ※不明点がある場合の問い合わせ先の記入をお願いいたします。
電話番号		◆入力
メールアドレス		◆入力

情報未入力あり

未回答あり

調査項目への回答

査項目への	回答 		
項番	質問		回答をリストから選択 (一部自由記載)
1 —1	(市町村の場合のみ回答) 当該団体の住民(住民基本台帳に記載されている者)について、各業務システムについて、住基システムとの自動連携によりマイナンバーを取得する機能を導入しているか。		
1 -2	(都道府県の場合のみ回答) 当該団体の住民(都道府県内の市町村の住民基本台帳に記載されている者)について、各業務シス 住基ネットの都道府県サーバーとの自動連携(※)によりマイナンバーを取得する機能を導入してい ※一定の条件で住基ネットの都道府県サーバーから自動的に業務システムがマイナンバー等の情報を取り込むことを想 ネット全国センターに対する通常の即時照会や一括照会によるものとは異なる。		
2	マイナポータル閲覧対象事務に係る紐付け業務に関するマニュアルを定めているか。		
	l ③を選択の場合、予定年月を	記載してください。	
3	各種申請において申請者よりマイナンバーの記載又は提示を求めているか。		
4	本人以外(事業主等)からマイナンバーを得ている場合、どのように確認しているか。		
5	マイナポータル閲覧対象事務に係る紐付け業務を行う際、当該事務に係る対象者又は他の行政機イナンバー確認書類・データ(マイナンバー記載の住民票、マイナンバーカード、通知カード+本人でき、マイナンバーを取得しているか。		
6	マイナンバーの記載がない場合又は提出がない場合、どのように対応しているか。 (該当箇所全てに「〇」を入れてください) ②組織内の代より確認して	主基システム等に	
7 –1	住民票等記載の氏名・生年月日・性別・住所(住民票等の記載内容と完全一致(※)している場合に全部の情報により、住基ネットの利用(J-LIS照会)や組織内の住基システムからマイナンバーを照きを取得しているか。 ※住所表記のゆれ(例:5丁目-4-3、5-4-3、5の4の3)は完全一致とみなす。		
7 -2	氏名・生年月日・性別・住所の確認が出来ない場合、どのように対応しているか。		
7 -3	【Q7-2において①と回答した場合】 氏名・生年月日・性別・住所のうち、どの情報で照会するか決めているか。		
7 –4		①漢字氏名	
	【Q7-3において①と回答した場合】 その情報はどれか。	②カナ氏名	
	(該当箇所全てに「〇」を入れてください)	③生年月日	
		④性別	
		⑤住所	
8 -1	氏名・生年月日・性別・住所の一部の情報により、住基ネットの利用(J-LIS照会)や組織内の住基シンバーを確認し、マイナンバーを取得しているが、照会の結果、複数の者が該当した場合、どのようか。		
	①を選択の場合、「別途の方法」の概要を記載してください。 (マニュアルの有無、別途の方法で特定した場合の確認方法等)		
8 -2	【Q8-1において①と回答した場合】 別途の方法にて対応する際、本人として特定できた場合のみ紐付けを行っているか。		
9	マイナポータル閲覧対象事務に係る紐付け業務を行う際、住基ネットの利用(J-LIS照会)や組織内らマイナンバーを確認し、情報を紐付けるための手順として、どのような対応をとっているか。		
10	過去に何らかの原因でマイナンバーの紐付け誤りがあり(各業務システム内のデータが適正でなかする紐付け誤りを含む。)、それを国(制度所管庁)への報告や公表のいずれもしていない事例がなその原因は特定できているか。また改善されているか。		

マイナンバー情報連携関係実態調査 調査項目

- Q1-1【市町村問】当該団体の住民(住民基本台帳に記載されている者)における各業務システムについて、住基システム又は宛名管理システムとの自動連携によりマイナンバーを取得する機能を導入しているか。
 - ① 該当の機能を導入している(Q2 以降は上記以外の者(住登外者等)に対する調査としてご回答ください。)。
 - ② 上記機能を導入していない (業務システムを導入していない場合を含む。)。
- Q1-2【都道府県問】当該団体の住民(都道府県内の市町村の住民基本台帳に記載されている者)における各業務システムについて、住基ネットの都道府県サーバーとの自動連携 (※)によりマイナンバーを取得する機能を導入しているか。
 - ① 該当の機能を導入している (Q2 以降は上記以外の者に対する調査としてご回答ください。)。
 - ② ト記機能を導入していない (業務システムを導入していない場合を含む。)。
 - ※一定の条件で住基ネットの都道府県サーバーから自動的に業務システムがマイナンバー等の情報を取り込むことを想定しており、住基ネット全国センターに対する通常の即時照会や一括照会によるものとは異なる。
- Q2 マイナポータル閲覧対象事務に係る紐付け業務に関するマニュアルを定めているか。
 - ① 定めている。
 - ② 定めていない。
 - ③ 定める予定である (年月)。
 - ④ 定めていないが、制度所管省庁の紐付け業務に関するマニュアル・ガイドライン(事務処理要領)等がある。
- ※ 以降の調査項目では、マニュアルの規定内容を回答するのではなく、業務の実態をご回答ください。
- Q3 各種申請において申請者よりマイナンバーの記載又は提示を求めているか。
 - ① 求めている。
 - ② 求めていない。(Q6へ)
- Q4 本人以外(事業主等)からマイナンバーを得ている場合、どのように確認しているか。
 - ① 事業主等から提出された場合でも、J-LIS 照会等によりマイナンバーを確認している又は本人から提出されたマイナンバーを事業主等が確認書類により確認している。
 - ② 確認していない (事業主等がマイナンバーを確認書類による確認を求めていない場合も 含む。)。
 - ③ 本人以外(事業主等)からの届出は無い。
- Q5 マイナポータル閲覧対象事務に係る紐付け業務を行う際、当該事務に係る対象者又は他の

行政機関・部署から、マイナンバー確認書類・データ(マイナンバー記載の住民票、マイナンバーカード、通知カード+本人確認書類)に基づき、マイナンバーを取得しているか。

- ① 必ず上記方法により取得しており、確認書類が揃わないこと等によりマイナンバーを取得できない場合は紐付けない。(Q10へ)
- ② ①以外の方法により取得している。
- Q6マイナンバーの記載がない場合又は提出がない場合、どのように対応しているか。
 - ① 住基ネットの利用(J-LIS 照会)により確認している。
 - ② 組織内の住基システム等により確認している。
- Q7-1 住民票等記載の氏名・生年月日・性別・住所(住民票等の記載内容と完全一致(※) している場合に限る。以下同じ。)全部の情報により、住基ネットの利用(J-LIS 照会)や組 織内の住基システムからマイナンバーを照会し、マイナンバーを取得しているか。
 - (※) 住所表記のゆれ(例:5丁目-4-3、5-4-3、5の4の3)は完全一致とみなす。
 - ① 取得している。
 - ② 取得していない。
- Q7-2 氏名・生年月日・性別・住所の確認が出来ない場合、どのように対応しているか。
 - ① 氏名・生年月日・性別・住所の一部の情報によりマイナンバーを取得している。
 - ② 紐付けを行わない。(Q9へ)
- Q7-3 【Q7-2 において①と回答した場合】氏名・生年月日・性別・住所のうち、どの情報で 照会するか決めているか。
 - ① 決めている。
 - ②決めていない。
- Q7-4 【Q7-3 において①と回答した場合】その情報はどれか。(該当箇所全て選択)
 - ① 漢字氏名
 - ② カナ氏名
 - ③ 生年月日
 - 4 性別
 - ⑤ 住所
- Q8-1 氏名・生年月日・性別・住所のうち一部の情報により、住基ネットの利用 (J-LIS 照会) や組織内の住基システムからマイナンバーを確認し、マイナンバーを取得しているが、照会 の結果、複数の者が該当した場合、どのように対応しているか。
 - ① 組織で定めた別途の方法(※)に基づき対応している。 (別途の方法の概要(マニュアルの有無、別途の方法で特定した場合の確認方法等) を記載のうえ補足資料があれば提出をお願いします。)
 - ② 具体的に定めた方法はなく、担当者に事実上任されている。(Q9 へ)
 - ③ 紐付けを行わない。(Q9 へ)

- (※)「別途の方法」の例
 - 例1 当初のマイナンバー照会の際には用いなかった本人確認4 情報を追加的に用い、複数担当者・複数回による確認を経て、最終的には本人確認4 情報全でにより特定
 - 例2 住所として表示された場所にマイナンバーを照会する文書を送付し、マイナンバーを確認 等
- Q8-2【Q8-1 において①と回答した場合】別途の方法にて対応する際、本人として特定できた場合のみ紐付けを行っているか。
 - ① 必ず別途の方法で、本人として特定できた者に限り紐付けしている(特定できなかった場合については紐付けしていない)。
 - ② 別途の方法で、本人として特定できなかった者についても紐付けを行っている場合もある。
- Q9 マイナポータル閲覧対象事務に係る紐付け業務を行う際、住基ネットの利用(J-LIS 照会) や組織内の住基システムからマイナンバーを確認し、情報を紐付けるための手順として、どのような対応をとっているか。
 - ①複数職員で確認している。
 - ② 上記以外の場合であって、システム上、承認する理由を記載させるなど記録が残るようにしている。
 - ③ ①以外の場合であって、完全一致していないが、紐付けたことを記録として残している。
 - ④ 特に記録を残したり、別の職員が確認したりしていない。
- Q10 過去に何らかの原因でマイナンバーの紐付け誤りがあり(各業務システム内のデータが 適正でなかった場合に起因する紐付け誤りを含む。)、それを国(制度所管庁)への報告 や公表のいずれもしていない事例がないか。ある場合、その原因は特定できているか。ま た改善されているか。
 - ①事例はない。
 - ② 事例はある。原因も特定されており、改善されている(概要を添付してください。)。
 - ③ 事例はある。原因も特定されているが、改善されていない(概要を添付してください。)。
 - ④ 事例はある。原因が特定されず、改善されていない(概要を添付してください。)。

各都道府県・政令指定都市マイナンバー制度担当部(局) 宛

デジタル庁 マイナンバー情報総点検本部

個人情報とマイナンバー(個人番号)の紐付けに係る実態調査について(共有)

日頃より、マイナンバー制度の適正な運営にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

マイナンバーの紐付けに誤りのある事案が複数発生していることを踏まえ、政府全体で総点検と再発防止を強力に推進することを目的として、2023年6月21日にデジタル庁にマイナンバー情報総点検本部が設置されました。マイナポータルで閲覧可能な情報を有する全ての制度等について、個人情報とマイナンバーの紐付けが正確に行われているか、必要な点検を行うこととしております。まずは、7月中に各制度の現場におけるマイナンバーの紐付け作業の実態把握を行い、その結果を踏まえ、個別データの点検が必要なケースの整理を行う予定です。

つきましては、制度所管省庁から、制度担当部局へ調査表をお送りする予定であることをご承知おきください。追って制度所管省庁が調査表を発出の後、その旨、改めてデジタル庁から貴部局へ再度ご連絡いたします。 なお、都道府県におかれましては、この旨を管内市町村(特別区を含む。指定都市を除く)に周知いただきますようお願いします。

また、詳細な記載方法は、制度所管省庁からの通知をご覧いただきたいと存じますが、記載にあたっての全体的な留意点等について下記に記載いたします。

ご多用のところ恐縮ですが本調査にご協力いただきますようお願いします。

記

1. 記載にあたっての留意点

- ・ 調査表の回答においては、回答の選択に迷う場合や一部で対応できていない紐付け事務がある場合には、より紐付け業務について対応できていない選択肢を選択するなど、より慎重な選択肢を選択するようお願いいたします。
- ・ 集計作業の効率化等のため、エクセルの入力規則に従って入力するようお願いします。既に組み込んでいる関数などは編集しないようご注意ください。
- 回答いただく際には、紐付け実施機関として責任を持った回答をお願いします。

2. これまで把握されている個人情報とマイナンバーの紐付けの誤りの原因(例)

①紐付け実施機関が住基ネットの利用(J-LIS 照会)等により、対象者のマイナンバーを取得する際に住所を含まないカナ氏名及び生年月日のみを用いて照会を行い、マイナンバーを取得していた。

住基ネットの利用(J-LIS 照会)等により同姓同名の情報が出力された場合、カナ氏名及び生年月日に加え、氏名、住所情報等を活用してマイナンバーを特定する必要があるが、十分な確認が行われないまま、個人情報にマイナンバーが紐付けられていた。

<連絡先>	
デジタル庁マイフ	トンバー情報総点検本部
TEL: 03-4477-67	75
E-Mail:	